



飯塚市商工会

理事会会報

令和7年7月15日

発行責任者 会長 土師弥一郎
編集 飯塚市商工会編集委員会
大塚、濱野、土居

第2回理事会を開催しました 開催日：令和7年6月26日

出席者数は、会長1名、副会長2名、代表理事1名、理事12名の計16名となり、理事会が有効に成立することが宣され、開会しました。また、監事2名がオブザーバーとして参加しました。濱野副会長による開会の辞の後、土師会長より挨拶がありました。引き続き定款に基づき、会長が議長に就任し、審議に入りました。提案された議案は次の通りです。

- (1) 新規加入、変更及び脱退について
- (2) 定款の一部改正について
- (3) 人事服務規程の一部改正について
- (4) 育児休業等介護休業等に関する規程の一部改正について
- (5) 部会・委員会等の年間事業について

(1) 新規加入、変更及び脱退について

新規加入9件、脱退3件、変更9件について説明し、異議なく承認されました。
これにより、6月26日現在の会員数は1,141件となります。

(2) 定款の一部改正について

令和7年6月1日より刑法が改正・施行されることに伴い、商工会法においても同旨の改正・施行されることを踏まえ、禁錮を拘禁刑に改める旨、定款の一部改正する説明を行いました。
議長が挙手による承認を求めたところ、議場全員挙手があり、承認されました。

(3) 人事服務規程の一部改正について

7月1日から9月30日までの間に3日間特別休暇を取得することを削除し、8月13日から15日の盆期間を商工会の休日とする規程の一部改正する説明を行いました。
理事より、休暇が増えるのではないかと質問があり、特別休暇を削減して盆休みに変える旨の回答をして承されました。
議長が挙手による承認を求めたところ、議場全員挙手があり、承認されました。

(4) 育児休業等介護休業等に関する規程の一部改正について

令和7年4月1日からの育児・介護休業法が一部改正されることから、商工会の規程も併せて改正する旨の説明を行いました。
理事より、所定労働日数が2日以下の職員は該当しないのかとの質問があり、週20時間以内の職員に対しては、対象にならない旨の回答をして承されました。
議長が挙手による承認を求めたところ、議場全員挙手があり、承認されました。

(5) 部会・委員会等の年間事業について

商業部会・工業部会・福利厚生委員会・壮青年部・青年部・女性部の年間事業についての説明がありました。
議長が挙手による承認を求めたところ、議場全員挙手があり、承認されました。

全ての審議を終え、報告事項では10月5日に開催される、あいあいフェスティバルについて、横谷理事より、役員・会員に対して、協賛金の協力をお願いをしました。
皆様の協賛金のご協力、宜しくお願い致します。

大塚副会長より閉会の言葉が述べられ、閉会しました。

お盆休みのお知らせ

飯塚市商工会では、8月13日(水)～15日(金)までの3日間、お盆休み期間で休館します。
事前調整などで、皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

